

要望書（回答）

- (1) 今回の選定にあたり高知県では、国土交通省・海上保安庁・防衛相との間で確認された「港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」が県のホームページなどで公開されています。苫小牧港の選定にあたっては、関係機関との間でどのような確認がなされているのでしょうか。文書として確認事項があればそれを市民に公開してください。ない場合は北海道と苫小牧市がどのような協議過程を経て選定に合意したのかも含め協議の内容を公開してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

苫小牧港は港湾管理者が苫小牧港管理組合であり、母体が北海道と苫小牧市となっております。

昨年10月16日、港湾管理者である苫小牧港管理組合に対し、国から特定利用港湾についての説明がありました。内容として、本施策は民生利用が主であることを前提とし、海上自衛隊や海上保安庁の艦船においても「円滑な利用に関する枠組み」をインフラ管理者との間で設け、これらを満たす施設を特定利用港湾としたいというものでございました。その後も苫小牧港管理組合や北海道と連携し、国の考え方等の把握に努め、また国に対し丁寧な説明を求めてきたところでございます。

国からは今年1月24日、「苫小牧港における円滑な利用に関する確認事項(案)」が示され、苫小牧港管理組合に確認を求める文書依頼がありました。国では本港を含む、選定候補である港湾管理者等からの質問・意見を受け、特定利用港湾に関するQ&Aを作成し、内閣官房ホームページに公表するなど対応される等、本施策の考え方や運用方法について示されたことから、3月27日に苫小牧港管理組合から確認したことを国に回答し、これを受けて4月1日に国において特定利用港湾が公表されております。

なお、この「苫小牧港における円滑な利用に関する確認事項」については、苫小牧港管理組合のホームページにて掲載しております。

- (2) 今回の選定にあたり、国からは自衛隊や海上保安庁の優先的な利用を前提にしたものではないことが説明されたとのことですが、「利用回数はどのくらい増加することが予想されているのか」、「一度に入港する艦船の数や積載する物資の量と内容なども含めこれまでの利用の仕方と異なる利用は予定されているのか」、「港湾運送事業に影響が出ることはないのか」についてお答えください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

国からは、多くとも年数回程度を想定しており、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはならないと説明を受けております。なお、訓練の規模等は示されておられません。

港湾運送事業への影響についてですが、特定利用港湾はあくまでも民間ニーズを主としていることから、平時の際における利用は港湾運送事業に影響を及ぼすものではなく、これまでと特段変わらないものと考えております。

- (3) 2024年度の事業費として苫小牧港には24億円が割り当てられるとのことですが、「具体的にはどのような事業が予定されているのか」、「最終的にはどのような苫小牧港の機能が拡充されるのか」、「それは民間の船舶の利用に関しても利便性が向上するものであるのか」についてお答えください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

国からは特定利用港湾における民生利用のイメージとして、岸壁、航路、防波堤等の港湾施設の整備により、フェリー・RORO船・バルク貨物船等の大型化や貨物需要の増大への対応、大型クルーズ船等の受け入れ環境の整備、船舶の航行安全の確保、災害時の港湾機能の確保等を図ると説明がなされているところです。

なお、令和6年度の苫小牧港への事業費24億円については、令和4年度から進めている東港区周文ふ頭における連続バース建設にかかる費用とお聞きしております。

- (4) 今回の選定は「有事を対象としたものではない」と説明されたとのことですが、2022年に閣議決定された安保三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）では、台湾有事などのリスクが高まっていることを背景に東アジアの国際秩序を図るための方策の一つとして空港や港湾などについて米軍との共同使用を進めることがうたわれており、今回の選定はこれにつながるものではないかと私たちは危惧しています。こうした事実は他国も認識しており、苫小牧港が有事の際に攻撃目標となる危険性が高まるのではないのでしょうか。市としての認識をお答えください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

この枠組みは、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはないという説明を受けております。米軍から港湾の利用申請があった場合は、非核平和都市条例及び港湾法に基づいて、適切に対応してまいります。

攻撃目標の懸念については、国からは一般に自衛隊及び海上保安庁の艦船が必要な港湾を平素から円滑に利用できるように、国全体として取り組むことは、我が国への攻撃に対する抑止・対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国民・市民への安全につながるものであるとの考えが示されており、特定利用港湾となることで攻撃目標となる危険性が高まるとは考えておりません。